

# 町の財政状況 の公表



「財政状況」の公表は、町民のみなさんに町の財政状況を広く知っていただくために、年2回、5月末と11月末に行っています。公表する資料は、ホームページや、役場および各出張所の掲示場で閲覧することができます。今回はそのなかから、町債(町の借金)の状況についてご紹介します。

## 町の借金のつくりかた

家庭では家を新築するために住宅ローンでお金を借りることがあります。町でも同様に、建物や道路の整備など多くの資金を必要とするとき、国や金融機関から長期的に資金を借り入れます。

資金を借り入れる場合には、今後の町の負担が大きくなるように、有利な制度を利用しています。そのひとつに、「臨時財政対策債」という制度があります。この制度は、国の地方交付税の財源が不足した場合に、不足分の一部を自治体が借り入れるというものです。借金の返済費用が全額地方交付税によって手当てされます。

また、施設整備関係の事業を行う際には、借金の返済費用の一部が地方交付税に見込まれている「過疎対策事業債」や「辺地対策事業債」を借り入れることによって、町独自の財源で事業を行う場合と比べ、有利に事業を行うことができます。

## 直近5年間の5月末時点での借金

区 分		26年	27年	28年	29年	30年
一般会計	施設整備関係	15億円	14億円	13億円	14億円	14億円
	財源対策関係	21億円	20億円	20億円	19億円	18億円
特別会計	下水道	30億円	28億円	27億円	25億円	23億円
	農業集落排水	6億円	6億円	5億円	5億円	4億円
合 計		72億円	68億円	65億円	63億円	59億円

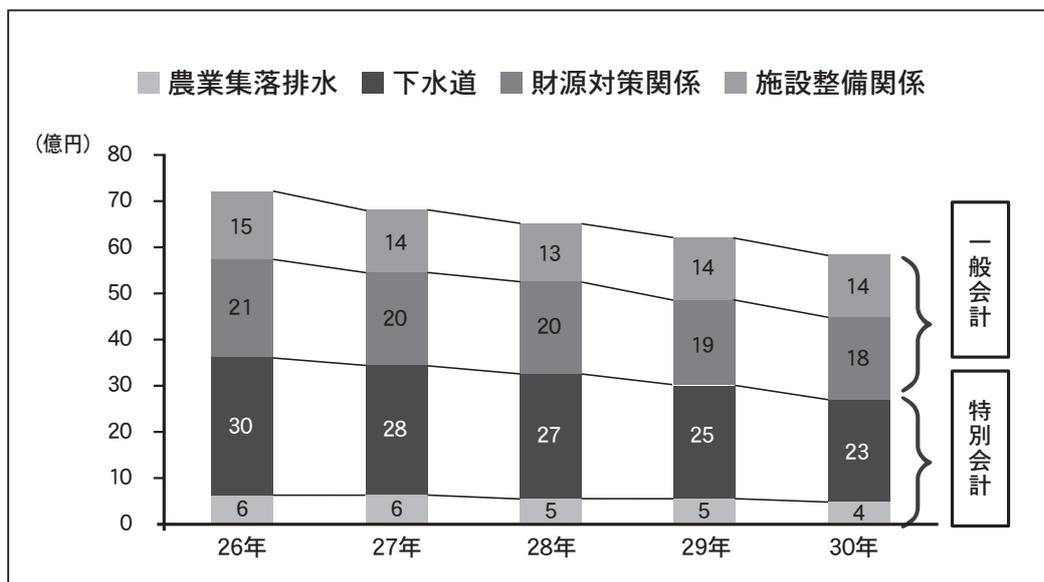


※財源対策関係は、景気対策や減収を補うなどの臨時的な財源の借金です。

臨時財政対策債もこの区分に含まれます。

※水道事業会計は含んでいません。

簡易水道特別事業会計は平成29年度から企業会計(上水道)に統合しました。



■お問い合わせはこちらまで  
役場 総務課 財政係

☎ 432111 (内線2214)

※予算書・決算書などは役場本庁舎2階の総務課で閲覧できます。